

一般社団法人日本ボクシング連盟

競技用品販売店選考基準

1. はじめに

この基準は、一般社団法人日本ボクシング連盟（以下「本連盟」という）の競技用品販売店審査会規程第6条に基づく選考基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 選考基準

- (1) AIBA の認定する競技用品を製造しているメーカーとの代理店契約等により AIBA の認定する競技用品を安定的に日本に供給可能であること
- (2) 本連盟の指定する検定を実施する体制があること
- (3) 競技用品以外のボクシング用品を全般的に取り扱っていることが望ましい

3. 改廃

この基準の改廃は理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この基準は令和元年5月19日から施行する。